

SORACOM IoTストア出品規約

第1章 総則

第1条 (目的)

本規約は、株式会社ソラコム(以下「当社」といいます。)が運営するSORACOM IoT ストア(以下「IoTストア」といいます。)において、物品、SaaS、ソフトウェア、APIその他のサービスを出品・販売しようとする事業者(以下「出品者」といいます。)と当社との間の権利義務関係を定めるものです。

第2条 (定義)

本規約において使用する用語の定義は、以下のとおりとします。

- (1)「IoTストア」:当社が運営するウェブサイト上の商品・サービス販売プラットフォームをいいます。
- (2)「出品物品」:出品者が本マーケットプレイスを通じて販売するハードウェア、デバイス、機器、その他の物品をいいます。
- (3)「出品サービス」:出品者が本マーケットプレイスを通じて販売するSaaS、ソフトウェア、API、その他のサービスをいいます。
- (4)「出品商品等」:出品物品及び出品サービスの総称です。
- (5)「購入者」:IoTストアを通じて出品商品等を購入する法人又は個人をいいます。
- (6)「購入等契約」:購入者と出品者との間で成立する出品商品等の購入又は利用に関する契約をいいます。
- (7)「本契約」:第3条第2項に定義します。
- (8)「個別出品契約」:第3条第2項に定義します。
- (9)「販売金額」:IoTストア上で表示される出品商品等の税抜価格をいいます。

第3条 (規約への同意及び契約の成立)

- 出品者は、本規約に同意のうえ、当社所定の方法により出品者登録を申請するものとします。
- 当社による出品者登録の完了をもって、出品者と当社との間で本規約に基づく出品に関する基本契約(以下「本契約」といいます。)が成立します。また、当社が出品商品等の審査を完了し、その登録を完了した時点をもって、当該出品商品等についての個別契約(以下「個別出品契約」といいます。)が成立します。
- 出品者は、IoTストアへの出品にあたり、本規約のほか、当社が別途定めるガイドライン、ポリシー等(以下「ガイドライン等」といいます。)を遵守するものとします。

第4条 (規約の変更)

- 当社は、本規約を変更することがあります。かかる変更を実施する場合、当社は、当社のウェブサイトへの掲示又は当社が別途定める方法で契約者に対して変更内容を告知するものとします。
- 変更後の規約の効力発生日以降に出品者がIoTストアへの出品を継続した場合、出品者は変更後の規約に同意したものとみなされます。

第2章 出品申込み

第5条 (出品申込み)

1. IoTストアへの出品を希望する者は、事前にSORACOMパートナースペースに加入のうえ、当社所定の方法により出品申込みを行うものとします。
2. 出品者は、出品申込みにあたり、出品商品等の名称、仕様、販売価格、製造者、制限事項、画像(物品の場合)、適用される法規制への適合状況その他当社が指定する出品商品等に関する情報を当社に提供するものとします。出品者は、かかる情報が真実かつ正確であることを保証し、変更が生じた場合は速やかにその旨当社に報告するものとします。
3. 当社は、出品商品等の登録内容を審査し、当社の基準に適合しない場合は、登録を拒否し、又は修正を求めることができます。
4. 当社は、出品申込みを審査し、自己の裁量で、承認又は拒否を決定します。当社は、例えば以下の場合には出品者登録を拒否することができますが、これに限られません。
 - (1) 申請内容に虚偽、誤記又は記載漏れがある場合
 - (2) 出品者が本規約上の債務の履行を怠るおそれがあると当社が判断した場合
 - (3) 過去に本規約その他当社との契約に違反したことがある場合
 - (4) 出品商品等が当社の基準を満たさない場合
 - (5) 反社会的勢力等に該当すると当社が判断した場合
 - (6) 出品商品等が法令違反又は第三者の知的財産権、所有権その他の権利を害するおそれがあると当社が判断した場合
 - (7) その他当社が不適切と判断した場合
5. 当社は、拒否の理由を開示する義務を負いません。

第6条 (出品者情報の変更)

出品者は、申込書記載の情報(法人名、代表者、所在地、振込先口座等を含みます。)に変更が生じた場合は、速やかに当社に通知するものとします。

第7条 (出品商品等の変更)

1. 出品者は、出品商品等の内容、価格その他の条件を変更しようとする場合は、変更の30日前までに当社所定の方法により届け出るものとします。
2. 前項に従った変更の届出がなされなかった場合、当社は従前の条件で次章の販売代理を行う権限を失わないものとします。
3. 本条による出品商品等の条件変更は、従前の条件で成立した購入等契約の有効性及び販売手数料請求権その他の当社の権利に影響を与えないものとします。
4. 当社は、第1項の変更が購入者に重大な影響を与えると判断した場合、出品者に対し変更内容の修正を求め、又は変更を拒否することができます。

第3章 販売代理

第8条 (販売代理の委託)

1. 出品者は、当社に対し、出品商品等をIoTストアを通じて購入者に販売する代理権を付与し、当社が購入者と締結した購入等契約の効力が出品者に帰属する販売代理業務(以下「本件業務」といいます。)を委託します。
2. 疑義を避けるために述べると、本件業務は商法上の仲立営業及び問屋営業ではなく、また、当社は、本件業務により、商法第27条(通知義務)及び第28条(代理商の競業の禁止)に定める義務を負うものではありません。
3. 当社は、別途書面による合意がない限り、出品商品等の販売促進活動等の義務を負いません。

第9条 (商標等の使用許諾)

1. 出品者は、本契約期間中、当社に対し、本件業務遂行のため、出品者の商標、ロゴ、その他の標章(以下「出品者商標」といいます。)を無償で使用する権利を許諾します。
2. 当社は、出品者商標を出品者の指示に従い、本件業務遂行のためにのみ使用します。
3. 当社は、出品者商標を、出品者の信用を損なう形で使用しません。

第4章 出品商品等の提供に関する責任

第10条 (出品商品等の提供体制)

1. 出品者は、購入者に対し、出品商品等を継続的かつ安定的に提供できる体制を維持するものとします。
2. 出品者は、出品商品等の提供に必要な、物品の発送、アカウントの発行、アクティベーション、プロビジョニングその他の手続きを、購入者による購入完了後、速やかに完了するものとします。
3. 出品者は、出品サービスに関するメンテナンス(定期メンテナンス及び緊急メンテナンスを含みます。)を実施する場合は、可能な限り事前に当社及び購入者に通知するものとします。
4. 出品者は、出品サービスが電気通信事業法第26条第1項各号に掲げる電気通信役務である場合は、同法第27条の4第及び電気通信事業法施行規則第22条の2の18に基づく措置を講じなければならない。

第11条 (出品物品の発送等)

1. 当社は、出品者に対し、必要な出品物品の型番、数量、納入期日を記載した通知を送付します。出品者は、当該通知に対し、ソラコムが5営業日以内に諾否の返答をするものとします。ソラコムが5営業日以内に返答がなされない場合は、当該期間の満了をもって承諾したものとみなします。
2. 出品者は、前項に基づき通知を承諾した場合(承諾とみなされた場合を含みます。)は、通知に従って、当社に対し出品物品を送付します。出品者は、出品物品を送付する際には、当社が直ちに購入者に発送できるよう個口梱包した状態にしなければなりません。
3. 当社は、出品者より預かった出品物品を、善良な管理者の注意をもって管理します。

第12条 (出品者の責任)

1. 出品者は、出品商品等の提供・販売者として、購入者に対して、出品商品等の品質、安全性、可用性、セキュリティについての責任を直接負い、購入者に対する保守、サポートその他の対応を自らの費用と責任で実施するものとします。
2. 出品者は、出品商品等に関する購入者からの問い合わせ、クレーム、返金要求、書類・データの提出要求等に対し、自らの費用と責任で対応するものとします。なお、疑義を避けるために述べると、当社は、出品者に代わってプラットフォーム上で出品商品等を販売するものであり、代理販売がなされた時点で本件業務は完了しています。そのため、当社は販売手数料の返金を行う立場にありません。ただし、かかる返金要求が、専らソラコムの責に帰すべき事由に起因する場合はこの限りではありません。
3. 出品者は、IoTストアにおける出品の中止もしくは終了又は新規販売数の大幅縮小を予定する場合は、少なくとも30日前までに当社に通知するものとします。なお、一定の期間サービス提供を継続することを内容とする出品サービスについては、出品者は、当該期間の満了まではかかるサービスの購入者へのサービス提供を継続しなければならないものとします。万が一やむを得ない事由によって当該期間中にサービス提供を終了しなければならない場合、返金対応その他購入者とのコミュニケーションは出品者自らの責任で行うものとします。

第13条 (免責・補償)

1. 当社が出品商品等の不具合、欠陥、セキュリティ侵害、知的財産権の侵害、法規制への不適合、又は出品者による法令違反その他の理由により第三者(購入者を含みます。)から訴訟、請求その他の法的手続き(以下、あわせて「訴訟等」といいます。)を受けた場合、出品者は当

社を防御し、一切の責任について当社を免責し、損害をこうむらせないものとします。ただし、かかる訴訟等が、専らソラコムに帰すべき事由に起因する場合はこの限りではありません。

2. 前項の場合において、当社に費用(合理的な弁護士費用を含みます。)が生じたときは、当該費用は出品者が負担します。

第14条 (表明保証)

出品者は、当社に対し、以下の事項を表明し保証します。

- (1) 出品商品等が第三者の知的財産権その他の権利を侵害していないこと
- (2) 出品者が出品商品等の提供に必要な許認可等を適法に取得しており、出品商品等自体も適用法令を遵守していること
- (3) 出品者が提供する出品商品等の情報が正確かつ最新であること

第5章 手数料及び精算

第15条 (販売手数料)

1. 本件業務の手数料(以下「販売手数料」といいます。)は、別途当社が指定する様式により定めます。
2. 従量課金型のサービスについては、月次の利用実績に基づき、販売手数料を算定します。

第16条 (精算方法)

1. 当社は、当月の出品商品等の販売実績(出品物品については購入者に対して出荷した時点、出品サービスについては購入者との購入契約が成立した時点を基準とします。)を翌月第5営業日までに出品者に通知します。
2. 当社は、翌月末日までに、購入者から受領した出品商品等の税込販売金額から、販売手数料に消費税及び地方消費税を加えた金額を差し引き、残額を出品者が登録した金融機関の口座に振込送金します。振込手数料は当社の負担とします。
3. 購入者が出品商品等の購入代金又は利用料金の支払いを遅延した場合、当社は出品者に対し、回収できた金額の範囲内でのみ精算義務を負うものとします。

第17条 (購入者の信用リスク)

当社は、購入者の信用、資力、適格性について一切保証せず、購入者の債務不履行その他の行為について責任を負いません。

第6章 禁止事項及び契約の終了

第18条 (禁止事項)

出品者は、以下の行為を行ってはなりません。

- (1) 法令又は本規約に違反する行為
- (2) 当社、購入者又は第三者の権利を侵害する行為
- (3) 出品者又は出品商品等に関し、虚偽又は誤解を招く情報を通知する行為
- (4) 当社のシステムに不正にアクセスし、又は運営を妨害する行為
- (5) その他当社が不適切と判断する行為

第19条 (出品停止・登録抹消)

1. 当社は、出品者が以下のいずれかに該当する場合、事前の通知なく、出品商品等の掲載停止、出品者のSORACOMパートナースペースからの登録抹消を行うことができます。なお、当社は、登録抹消後遅滞なく出品者に通知します。
 - (1) 本規約又はガイドライン等に違反した場合
 - (2) 登録情報に虚偽があることが判明した場合
 - (3) 出品商品等の品質又は可用性が著しく低下した場合
 - (4) 購入者からの重大なクレームが継続した場合
 - (5) 第22条(反社会的勢力の排除)に違反した場合
 - (6) 差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分その他公権力の処分を受け、又は民事再生、会社更生、破産手続の開始もしくは競売を申し立てられ、又は自ら申し立てた場合
 - (7) 支払停止状態に至った場合
 - (8) その他当社が出品者として不適切と判断した場合
2. 前項の措置により出品者に損害が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負いません。

第20条 (解約)

1. 出品者は、当社所定の方法により、本契約又は個別出品契約を解約することができます。解約の効力は、届出から30日後に生じるものとします。
2. 当社は、30日前までに出品者に通知することにより、本契約又は個別出品契約を解約することができます。
3. 本契約又は個別出品契約の終了後も、既に成立している購入者との購入等契約については、本規約の関連条項が引き続き適用されるものとします。
4. 本契約又は個別出品契約終了後、当社は速やかに終了した契約に関する出品商品等の掲載をIoTストアから削除します。
5. 当社は、IoTストアの掲載が終了した出品物品について、掲載の終了から30日以内に、当社が管理する当該出品物品の在庫(以下「終了時在庫」といいます)を、出品者がSPSへ登録した住所(当社と出品者との間で別段の合意をした場合は当該住所)に宛てて送付します。終了時在庫の送付を行うまでの間、当社はかかる終了時在庫を自己の財産に対するのと同様の注意義務をもって保管します。出品者が終了時在庫を受け取らなかった場合、出品者は当社に対して当社が保管に要した費用を支払うものとします。また、掲載の終了から3ヶ月以内に終了時在庫の受け取りがなされなかった場合は、当社は終了時在庫を当社の裁量で処分することができるものとし、出品者は処分に要した費用を当社に支払うものとします。
6. 出品者及び当社は、本契約又は個別出品契約が終了したときは、既に確定した債権債務について速やかに精算するものとします。

第7章 一般条項

第21条 (反社会的勢力の排除)

1. 当社及び出品者は、相手方に対し、自己、その代表者、役員、実質的に経営を支配する者又は従業員が反社会的勢力に該当しないことを表明し、将来にわたっても該当しないことを確約します。
2. 当社及び出品者は、自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的責任を超える不当な要求行為、詐術・脅迫的行為、業務妨害行為、その他これらに準ずる行為を行わないことを表明し保証します。
3. 当社及び出品者は、相手方が前二項に違反した場合は、即時本契約及び個別出品契約を解除し、解除によって生じた損害を相手方に請求することができるものとします。

第22条 (秘密保持)

1. 出品者及び当社は、本契約期間中及び終了後3年間、本契約に基づき相手方から秘密として明示のうえ開示された情報を秘密として保持し、第三者に開示してはなりません。
2. 前項の秘密保持義務は以下のいずれかに該当する場合には適用しません。

- (1) 公知の事実又は当事者の責めに帰すべき事由によらずして公知となった情報
- (2) 秘密保持義務を負っていない第三者から適法に取得した情報
- (3) 開示の時点で既に保有していた情報
- (4) 法令又は裁判所の命令により開示が義務付けられた情報

第23条（個人情報の取扱い）

1. 出品者及び当社は、本件業務の遂行にあたり知り得た購入者に関する情報について、個人情報の保護に関する法律その他の適用法令及び関連ガイドライン等を遵守し、適正に取り扱うものとしします。
2. 出品者は、出品商品等において購入者の個人情報を取り扱う場合は、適切な安全管理措置を講じるものとしします。

第24条（損害賠償）

1. 当社は、本契約又は個別出品契約の違反により出品者に損害を与えた場合、現実生じた通常生ずべき損害に限り賠償する責を負います。但し、逸失利益や特別の事情から生じた損害は含まず、その上限は、損害が生じた時点から直近6か月間の販売手数料相当額としします。
2. 出品者は、本規約の違反により当社又は購入者に損害を与えた場合、当該損害を賠償するものとしします。

第25条（不可抗力）

1. 天災地変、戦争・暴動・内乱、テロ、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、ストライキ等の争議行為、通信回線の事故・トラブル、サイバー攻撃、その他当事者の責に帰し得ない不可抗力事由による本契約及び個別出品契約に基づく債務の履行の遅滞又は不能が生じた場合は、当該当事者は本規約に違反したものと扱われず、責任を負わないものとしします。
2. 不可抗力となる事由が30日間以上継続し本契約又は個別出品契約の履行が著しく困難になったと認められる場合、出品者及び当社は、事前に協議のうえ、本契約又は個別出品契約の全部又は一部を解除することができます。

第26条（権利義務の譲渡禁止）

1. 出品者は、当社の事前の書面による承諾なく、本契約及び個別出品契約に基づく権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはなりません。
2. 当社はIoTストアにかかる事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い本契約及び個別出品契約上の地位、本規約に基づく権利及び義務ならびに出品者および出品商品等の情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、出品者は、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、狭義の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとしします。

第27条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項が無効又は執行不能と判断された場合であっても、当該条項以外の条項は引き続き有効に存続するものとしします。

第28条（協議解決）

本規約に定めのない事項及び本規約の条項に関して疑義が生じたときは、本規約の趣旨に則り、出品者及び当社は誠意をもって協議して解決するものとしします。

第29条（準拠法・管轄）

1. 本規約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されます。

2. 本規約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。